

平成 27 年度 第 8 期第 1 回
東京地方労働審議会 労働災害防止部会

平成 28 年 3 月 2 日

司会：まず、本日の部会の定足についてですが、本日の出席委員は公・労・使の各代表 1 名以上かつ全体の 3 分の 2 の御出席を頂いておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 3 項によりこの部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、東京地方労働審議会運営規程第 5 条の規定に基づき、原則として公開の会議とさせていただきます、その議事録についても公開させていただくことになっておりますので了承をお願いしたいと思います。

それでは、岩瀬労働基準部長、御挨拶をお願いいたします。

労働基準部長：委員の皆様におかれましてはお忙しい中、本日御出席いただきまして誠にありがとうございます。

東京労働局では平成 25～29 年までの第 12 次労働災害防止計画を「Safe Work TOKYO」のキャッチフレーズの下に各対策を進めているところでございまして、現在 3 年目を終えるところです。

昨年の死亡災害は速報値ですが 56 人と、前年に比べまして 8 人の減。また、休業 4 日以上の死傷災害は 8,658 人で 4.9%減ということで、2 年振りに共に減少するという状況でございます。

ただ、今年に入りましてから立て続けに死亡災害が発生いたしまして、1 月 15 日未明の軽井沢のバス事故も私どもの死亡災害の件数になりますけれども、現在 12 名ということで昨年よりも 7 名も多い状況となっています。労働災害防止計画の目標達成のためには、より一層努力が必要な状況です。

本日は審議に先立ちまして、豊洲新市場の建設現場を見ていただきました。あの広い現場で完成も近いので作業をしているところをあまり御覧いただけなかったところですが、2020 年のオリンピック・パラリンピック大会を控えましてこれら関連工事も含めます、大変大規模な建設工事が今後は多数施工されることが見込まれているところです。

一方で、現場を支える労働者は人手不足が続いている状況でございまして、経験の浅い労働者が増えるとともに管理者不足も危惧されているところ、現場の安全管理に手が回らずに労働災害が増加するということが懸念されているところです。

建設業について申し上げます、全業種の死亡災害の 45%を占めるところです。そのうち 40%が墜・転落ということを踏まえ、建設における墜落・転落防止対策が最重点であることは言うまでもありません。

また、後ほど安全課長からも説明がありますが、第三次産業の労働災害が大変多くなっています。特に、小売業・飲食店・社会福祉施設が目立っているところでして、事故の型

といたしましては転倒災害が増えている状況です。

これ以外にも社会的関心が高い化学物質対策、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策などにつきましても私どもは最重点として今後取組を進める必要があろうと思っているところです。

これらの対策を中心に残り 2 年の第 1 2 次労働災害防止計画を進める所存です。本日はこの災害防止計画のこれまでの進捗状況について担当から説明させていただきますので忌憚のない御意見、御助言を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：次に本部会の部会長の選出に移らせていただきますけれども、地方労働審議会令第 6 条、第 5 条の規定に基づき、公益代表委員のうちから選出することとなっております。部会長の選出につきましていかが取り計らえばよろしいでしょうか。

野川委員：脇坂委員にお願いをしたいと存じます。

司会：今、野川委員のほうから脇坂委員の御推薦がございましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会：ありがとうございます。

ただ今、脇坂委員を部会長に御推薦がございました。異議なしということでございますので、全会一致で脇坂委員に部会長を御就任いただくことといたします。

それでは、以降の議事進行につきまして東京地方労働審議会運営規程第 7 条により準用された、第 4 条により脇坂部会長にお願いしたいと思います。

脇坂部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

脇坂部会長：よろしくお願いします。

私自身は、今期から地方労働審議会の委員になったばかりでございまして。専門は労働経済学でございまして現場に行って調査をするぐらいで、残念ながらこういう建設現場は初めてでございます。

ただ、もうヒヤリ・ハットというのは、最近調査した中でも製造業の工場だけではないのですね。先程、第三次産業をおっしゃっていましたが、ホワイトカラーの部分でもヒヤリ・ハットはかなり挙がっています。

それから、病院でヒヤリ・ハットは医師、看護師がかなりあって対策をやっているということを聞いていましたので、ちょうどこの部会のメンバーになったときに全体がどうなっているのか知りたいというのがございます。

それでは、地方労働審議会令第 6 条 7 項において私から部会長代理を指名させていただきますこととなっております。部会長代理につきましては野川委員にお願いしたいと思います。

野川先生は労働法の権威でございますから、法律の面では安心できるというふうに思い

ます。何か一言を。

野川委員：ただ今御指名にあずかりましたので、部会長代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

脇坂部会長：議事録につきましては東京地方労働審議会運営規程 6 条において部会長の他 2 名の委員に議事録への署名を頂くことになっております。つきましては労働者側は傳田委員、使用者側は川本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

傳田委員：はい。かしこまりました。

川本委員：はい。

脇坂部会長：それでは、ここでこれから具体的な議題に入ります。議題にあります、第 12 次東京労働局労働災害防止計画の実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

安全課長：安全課長の丸山でございます。これから労働災害防止計画の進捗状況について御説明させていただきます。

資料は「労働災害防止部会資料」、安全課・健康課関係ということで資料 1～5 とございます。この画面に出されるものは資料 5 に付いていますパワーポイントがそのまま映るようになっておりますので、紙で見ていただいてもこちらのテレビ画面を見ていただいても結構でございます。よろしくお願いします。

まず資料 1～4 でございます。先ほど、部長からも説明がありましたが、労働災害の発生状況でございます。昨年のもとの今年の速報ということで数字が入っております。

まだ昨年の数字も確定しておりませんが、昨年は死亡・死傷とも数字の上ではマイナスになっている状況でございます。今年につきましてはまだ一月ではございますが、死亡・死傷とも増えているといったような状況がございます。時間もないのでそこは詳しい説明を割愛させていただきたいと思います。

資料№5 を御覧いただきたいと思います。第 12 次労働災害防止計画の進捗でございます。1 枚めくっていただきますと、まず労働災害防止計画と書いてございます。

第 12 次労働災害防止計画という厚生労働大臣が定めた平成 25～29 年の計画があるわけでございますが、それを受けて東京労働局でもそれに準じる形で作った計画です。

その特徴ということで言えば「Safe Work TOKYO」と、今日も現場のあちこちでこういった看板が立て掛けられていたと思いますけれど、このキャッチフレーズを東京労働局から発信していろいろなところで活用していただいています。そして、働く人々に意識を持ってもらうということで行っているのが東京の計画の大きな特徴でございます。

目標に関して言うと死亡災害、死傷災害ともに数字があり、過去最少の 53 人を下回るといのが死亡災害の目標。死傷災害につきましては 8,000 人を下回るということを平成 25 年の当初に決めたところでございます。この数字を平成 29 年の最終年度になんとか持っていかなければならないという目標を決めて進めているところです。

次は、今実際どういう状況にあるかというところです。平成 25 年からの災害防止計画ですが、棒グラフが死亡災害、内訳として建設業だけ別出しにしております。

上の折れ線が死傷者数です。平成 26 年までの数字が確定値として入っているところです。平成 27 年は速報値ということで下に数字を書いているところですが、これを見ていただければ分かりますように死傷災害の最終目標は 7,999 人、8,000 人を下回るところで言えば、あと 2 年でここまで持ってくることは、数字の上では非常に厳しいような状況になってございます。

また、死亡災害の件数は出たり引っ込んだりというところがあるのですが、この 52 人という数字に向けて進めているところです。

建設業も小目標がございまして、最終的には過去最少の 20 人を切るという目標を持って進めているところですが、平成 27 年の速報で現時点が 25 人で、なお一層の努力が必要というところにあるのが現在の状況です。

1 枚めくっていただきますと、第 12 次防災計画の「3rd Stage」重点対策概要ということで、特に 5 年計画のうちの 3 年度目の今年度、特に何を重点に行っていこうかということ年度当初に決めたものです。

いろいろ重点と言っているわけですが、その中で特に最重点、ここを中心にやっていこうというところで決めてやっておりますのが、今年度は「建設業における墜転落の防止対策」「小売・飲食店等における転倒災害防止対策」「化学物質による健康障害防止をはじめとした労働衛生対策の推進」です。この 3 つの最重点対策をもって各々対策を進めてきたところでございます。

これからは個別の話に入りたいと思います。まず建設業対策です。

建設業は先程の話にもありましたけれど、墜落・転落の災害がとにかく多い。これは一つ間違えれば死亡災害につながる。死亡災害の中でも建設業が最も多くて、その中でも一番多いのが墜落・転落ということでございます。従いまして、これをとにかくなくすというのが最重点の一つということでございます。

対策といたしましては、そもそもこうした作業をしなくて済むような工法ですとか、作業方法の促進を図ること。高所作業が避けられない場合にはその場所、内容に応じた墜落防止措置をしっかりとやらうとすることが基本的な対策になるわけでございます。

特に本年度、昨年 7 月でございますけれど、足場からの墜落・転落防止につきましては労働安全衛生規則が改正になりまして、強化されたところでございます。そういった法令につきましの周知徹底も進めています。

さらには、人手不足の中、これから若い人、新しい人、そういった方が建設業へ入ってきていますが、これに対応するため、安全教育の充実、現場力の弱体化防止のための各種指導ということを進めてきているところです。

そういったことを引き続き次年度以降も続けていきまして、建設の労働災害の減少傾向を更に続けていきたいというふうに思っているところでございます。

1 枚めくっていただきます。2020 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会があります。

これからはそういった工事も本格化するということでございまして、厚生労働本省で発注者・建設関係の事業者・東京都・我々などが参画して協議会といったものを設置して、互いに労働災害防止対策を進めていきたいと思いますというようなものを立ち上げたところでございます。

東京局におきましてこれから工事が始まるということで、協議会といったものを東京局でも作って、各現場でしっかり取組を進めるよう指導を強めていきたいというふうに思っているところです。

下のグラフが、昭和 39 年の前回の東京オリンピックが開催されましたときに、その前後の労働災害の数字ということで、上に建設業死亡災害、下に休業災害を採ってございます。

昭和 39 年の前というのは、私もその状況を詳しくは存じあげないのですけど、非常に労働災害が増えたというようなことがありました。

もちろんオリンピックだけではなく、いろいろなインフラの工事ですとか、経済の状況によってということはあるのだらうと思うのですが、オリンピックの前 4～5 年というのは非常に労働災害が増える懸念があるのではなかろうかというところで今しっかりやらなければいけない。そういったことで協議会を設置するというような取組を進めていきたいと考えているところです。

次に「第三次産業対策」というところです。東京の労働者の多くが第三次産業の关系到就いていることもあり、労働災害の多数を占めております。その中で一つ一つの小売店、飲食店に訴えかけてもなかなか労働災害は減らないということで、企業本社のガバナンスを活用した指導と、経営トップによる労働災害防止に対する明確な方針表明の推進ということに取り組んできています。

それから死傷災害の 30%を占め、この割合は年々上昇傾向にある転倒災害、これを中心に指導させていただくということでございます。

小売業、飲食店につきましては企業本社、ショッピングモール、そういった一つの塊を捉えまして、いろいろな指導をして安全に対する意識を高めていくという取組を行っています。

飲食店につきましては食品衛生の関係で保健所の講習がありますから、保健所とタイアップさせていただきまして、併せて労働災害についても講習を行うということを行っています。

社会福祉施設につきましても、今、労働災害が増えています。これにつきましても訪問介護などの企業の本社、新規開設の特別養護老人ホームなど、そういったところの個別指導を行っていくほか、関係団体などと協力をして集団指導といったことで意識を高めていくということを行っています。

ビルメンテナンス業につきましては、最近よく目立っていたのがブランコ作業という、ビルの清掃作業でブランコみたいなものにぶら下がり、座って窓を拭くような仕事があるのですけど、これはやり方を間違えると非常に危ない仕事でございます。

実際に、昨年は1件しかなかったのですが、一昨年は4件もの死亡災害が起きています。法令も強化されたところでございますけれど、業界に対しまして関係事業場に対するリーフレットを作成した指導ですとか、各団体と合同でパトロールを行うなどして労働災害防止に努めているというところです。

来年度につきましても「STOP！転倒災害防止プロジェクト」というのがあります。後ほど紹介させていただきますが、こういったプロジェクトに基づいた指導、啓発を強めるとか、引き続き企業本社などのガバナンスを活用した指導。それから社会福祉施設など労働災害が増えているところに指導を強化していくということで、なんとか災害の歯止めをかけていきたいというふうに思っているところです。

次に、陸運業、運輸交通業関係です。陸運業自体は労働災害が今年度は減っているところでございます。

陸運業の災害の多くが荷役作業中の事故ということでございますが、荷役作業についてはガイドラインがあります。そういったガイドラインの周知、普及というところで、これは陸運事業者だけではなくていろんな業者が荷主ということになり得るわけでございますから、そういったところに要請、周知ということをしていただきたいと思っているところです。

併せて、交通労働災害防止のガイドラインということで、交通事故も一つ間違えば重大な労働災害になり得ます。そういったものの周知、普及に引き続き努めていくというところです。

ハイヤー・タクシーにつきましては右側にちょっとチラシを小さくコピーしてございますけれど、労働災害、特に交通事故が増えているということで業界団体と連携いたしまして、こういったチラシを数多く配布するといったようなことで労働災害の発生状況に応じた対応をさせていただいているというところです。

次年度以降もタクシー業界や、バス業界と連携しながら労働災害防止に向けた取組を進めていきたいというところです。

それから「転倒災害防止対策」ということで、ちょっとこれは業種ではなくて、転倒に着目した取組ということでございます。

転倒災害防止対策の推進ということで、とにかく全体、全産業で見ると転倒災害は最も多いということです。あらゆる業種で転倒災害が多く発生しているということであり、業種横断的に取り組んでいかないと労働災害の全体の数字が減っていかないということでございます。

これは厚生労働本省が音頭をとって「STOP！転倒災害」というものを進めてございます。最近、こういった「STOP！転倒災害」のチラシを広く配布し、周知しているところです。転倒災害防止に係るチェックリストもあります。具体的な対策をどうすべきか、靴の種類はどうすべきか、滑らないためにはどうすればいいか、基本的なことが書いてあり、ホームページにも掲載しているところです。

こういった「STOP！転倒災害」の普及により、各事業者に対策をとっていただくことによって労働災害を防いでいく、そういった取組をこれからも続けていきたいというふうに考えているところです。

ここからは健康課長にバトンタッチさせていただきます。

健康課長：健康課、神山でございます。よろしくお願いいたします。私からは労働衛生関係の取組について説明をさせていただきます。

最初に、化学物質対策でございます。化学物質対策については平成 24 年に胆管がんが発生したということで、それを踏まえて化学物質の管理を徹底する必要があることから、東京におきましては東京労働局化学物質対策に係る中長期計画を策定し、有機溶剤や特定化学物質を取り扱っている全ての事業場に対して監督指導を行うということで、計画的に実施をしているところです。

この 6 月から化学物質のリスクアセスメントが義務化になります。この図を見ていただきますと右側が施行後、左側が現行ということで分かれております。現行から施行後はこういうかたちで取り組むのだということで、この辺のところを監督指導をする際に周知徹底をさせていただくということで指導をしているところです。

来年度につきましては、この 2 番のところに「リスクアセスメントの義務化及びラベル表示義務対象の拡大について」、この図ですが、その下に「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした運動を全国的に展開するということになっております。

これは、化学物質等ラベルが付いているものを確認したら SDS、危険有害情報を得て、それを踏まえてリスクアセスメントをやっていきたいと思いますという運動でございます。来年度はこれがメインの運動ということになるかと思えます。

続きまして、アスベスト対策でございます。アスベスト対策につきましては、この右側のグラフを見ていただきますと、これは輸入量で 1930 年から書いてございまして、2005 年からは基本的には輸入はほとんどなくて、2012 年から全面禁止という状況です。

その下のグラフを見ていただきますと、建築工事計画届・建築物解体等作業届の届け出件数の推移が書いてあります。平成 19 年から徐々に減少しているところでございますが、近年また増加傾向を示しています。

どうということかということ建物、建築物の解体作業等が今後増える傾向にあるというところですが、東京労働局でリーフレットを作成し健康障害防止を進めております。

このリーフレットは石綿障害予防規則だけではなく、大気汚染防止法、建設リサイクル法もこの中に含めて私ども東京労働局で作っています。これをあらゆる機会に配布等をさせていただいて、アスベストのばく露防止ということで取り組んでいるところでございます。

もう一つ、無届けで解体工事等を行っている現場が中にはございます。市区町村と連携を図り、無届けの現場を排除するということを今年度も行っておりますし、来年も同じように無届けの現場をなくすことを行うことにしているところです。

続きまして、過重労働による健康障害防止対策についてです。右側の棒グラフは脳・心臓疾患の請求件数と認定件数、上段が東京局管内、下段が全国の数字でございます。これを見ていただきますと高止まりの状況がまだ続いているというところですよ。

当然、長時間労働を抑制するというのが大前提ですが、やむを得ず長時間労働をしなければいけない方も当然いらっしゃるわけですので、その長時間労働をした労働者に対しての措置、医師の面接指導と面接指導の結果を踏まえた事後措置をしっかりと行っていただくということについて、指導させていただいているところです。

また、11月には過重労働解消キャンペーンがございますので、これに併せて個別指導等を実施いたしております。来年度も同様に取り組んでまいります。

続きまして、メンタルヘルス対策です。メンタルヘルス対策につきましては平成18年に労働者の心の健康の保持増進のための指針が出ております。これを踏まえて各事業場が実態に即したかたちで積極的なメンタルヘルス対策に取り組んでいただきたいということです。

12次防の小目標では、全ての50人以上の事業場について取り組んでいただくこととしております。来年度も引き続き御指導させていただくということにしております。

もう一点の大きな柱でございます。昨年12月からストレスチェック制度が施行されます。ストレスチェック制度につきましては、実際にストレスチェックを、今年の11月末までに実施すればいいということになっております。多くの事業場においてはまだ導入実施等をされていない企業もありますので、ストレスチェックの周知、啓発を来年度も実施いたします。その際には具体的な実施方法についても併せて指導していくということにしているところです。

次に、腰痛予防対策でございます。このグラフは、職業性疾病件数でございます。約6割が災害性の腰痛になっております。この災害性腰痛が減少しますと業務性疾病は相当数減少するということになるわけでございます。

腰痛に関しましてはガイドラインが示されております。ガイドラインの中で特に労働衛生管理体制、この右側の下の部分でございますが、腰痛予防のための労働衛生管理体制の整備をしっかりと行ってくださいということでガイドラインの周知と、併せて指導をさせていただいているところです。

もう一点、社会福祉施設での腰痛災害は結構多ございます。このため、介護機器等の導入ということも指導させていただくということにしているところです。

「来年度の取組」1の、丸の2つ目がございます。来年度、腰痛予防災害防止連絡会、これは仮称でございますが、こんなものを立ち上げたいということで考えているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、熱中症予防対策でございます。熱中症につきましても12次防の小目標で11次防期間の総件数の2割減ということを小目標に掲げて取り組んでいるところです。

これにつきましては、もう早い時期から熱中症予防のリーフレット、ポスター等を作成

しまして各署、各関係団体、各企業等に送って早急に対応をお願いしたいということで、実施しているところです。

来年度の取組ということで、2 番目のところに予防対策の周知をということで、WBGT 値が基準になるので、積極的に WBGT 値について周知する必要があるので、併せて指導させていただくということにしているところです。

最後ですが、今後の行政運営についてということで書かせていただいております。第 12 次東京労働局労働災害防止計画は折り返し地点を迎えましたが、目標達成は先程来説明させていただいたように厳しい状況でございます。今後も人手不足の中、工事量も高止まりで推移し、災害増加が非常に懸念されています。

来年度の業務で第 12 次防、行政運営方針に基づいて行う対策を計画的かつ着実に実施をし、なおかつ重点対策を中心とした取組を強化と、災害のトレンドを随時把握し状況に応じた対策の実施を中心に進めたいと考えています。よろしくお願いいたします。

脇坂部会長：それでは安全課長、健康課長からかなり詳細な御報告があったのですが、今パッと見てさまざま、本当に広いのだなということを感じていました。

だから私自身も細かい、これは何なのかというのはたくさんあるのですが、そういうことはまた、あまりここで時間を取るのもあれですから、皆さんから質問あるいはこの来年度に向けた取組に対する御意見を伺いたいと思います。

長江委員：今のご説明の中で特に気になった点を 1 点コメントと、2 点質問があります。

一つは、建設業対策のところオリンピック時のときに労働災害が急増しているというグラフを御説明になっていたのですが、これはつまり施工 1 件当たり何人死んでいるかという数値に直して分析しないのですか。

基本的には、量が増えて死亡者数が増えたというのは、言ってみれば同じ基準で安全管理をしていても、ある一定の災害の死傷者が出てくるという状況では件数が増えれば増えるのは当たり前の状態になりますので、件数当たり直したほうがどういうところが悪くて、どういうところが悪くないのかというのがはっきりします。

この場合は、数値データをまとめるときに 1 件当たりでまとめるほうがよろしいと思います。これが一点コメントです。

もう一点、次は質問なのですが、転倒災害防止対策のところ個別の企業なり、福祉施設なり転倒しないような靴、長靴の使用をしてくださいというようなお話をしているということをお伺いしたのですが、これももうちょっと個別の件数、ケースを見たほうがいいんじゃないのかというふうに思っています。

バリアフリーの状況ですね。要は高齢化が迫っていて実際迎えているわけなのですが、特に福祉施設とかで従事される方というのは、実際の仕事の第 2 の職場で働かれています方も多数いらっしゃると思います。そういった方々というのは、ちょっとした段差とかで転倒される可能性はかなり高い。

そういったところの設備のバリアフリー状況というのをちゃんと見ておいて、一件、一

件の転倒災害防止対策というものをより詳細に詰めていくということを考えれば、指導という一つの対策の在り方とともに今度はインフラを整えるというところの連携、そこがはっきり明確に見えてきますので、その点はどのように考えられているのかというのが一点です。

最後ですけれども、腰痛予防対策です。私は身体障害を持っていますので実際に社会保険事務所のお付き合いも多いですし、施設にも行きますし、ヘルパーさんの介護も受けます。

そうしたときに、今ここで挙げられているのは「介護機器等の活用」というふうに書かれているのですが、介護機器はあっても使い方を存じないという方がいらっしゃる。

実際、私の場合は障害者という立場から今お話をさせていただきますけれども、福祉機器の状況について我々は結構アンテナを張っているのです。

なぜかというとな家族が介護を担ってくれるケースというのがかなり多いですから、家族に使ってもらうために我々が介護機器、福祉機器の使い方を勉強するという状態が多いわけですね。

そういう目から見ると、新しい社会福祉施設とか実際の介護を行ってくださる外部の方々というのは、機器自体の使い方を御存じないケースというのがしばしばある。

そういったところに関して私が危惧しているのは、例えば介護機器をそろえればそれでいいんじゃないのかというような状況で話が終わってしまえば、それでは不十分な状態になるということが言いたいわけです。

そこの教育状況というのをどういうふうにお考えになられているのかという点を 3 つ目に質問としてお伺いしたいのです。以上です。よろしくお願いいたします。

脇坂部会長：では、3 点について順番にお答えください。

安全課長：まず建設業の 1 件当たり、工事量に応じてということでございます。先生がおっしゃるところはよく承知いたしました。

ただ、昔のオリンピックのものについてはなかなか難しいものですから。

脇坂部会長：データはないのですか。

安全課長：もう、これしかないものですから。

脇坂部会長：では、このオリンピックの関連データは全くないのですか。

安全課長：オリンピックの頃のデータとして当局で持ち合わせているのはこれしかないものですから。

脇坂部会長：これしかないと苦しいね。

安全課長：ただ、我々の考えとしては工事量がどんなにあろうが、労働災害を減らさなきゃいけないということですので。

脇坂部会長：まあ、それはそうだ。

安全課長：そういう意味でこういったものを出して、2020 年に向けた取組の必要性を訴えているものであり、そういった趣旨を御理解いただきたいというふうに思います。

2 点目、転倒災害の関係でございます。これにつきましてはおっしゃるとおりソフトの面、ハードの面両方あるのだろうというふうに考えてございます。滑りにくい靴もお金が掛からない一つの手法でございます。

また、段差をなくす、バリアフリー化をするというのも当然転倒災害防止には有効な手段だというふうに認識してございまして、各事業場に対して指導する際には、そういった具体的な指導をさせていただいているところでございます。

我々も事業者を集めて指導を行っていますが、靴を替えればいいというだけの話じゃなくて、そういった段差がないような設備改善といったものも行ってくださいという話をさせていただいています。

ハードの面、ソフトの面、それから高齢の労働者の方が多くなっていると、高齢者に優しい施設を造ってくださいというような話をさせていただいているところでございます。健康課長：3 点目の御質問でございます。今、お手元に腰痛対策の資料をお渡ししているところですが、2 番目の丸の 2 つ目をちょっと見ていただきますと、訪問介護の事業場を集めた集団指導を今年度実施しております。

その中で言葉だけではなくて、実際に介護機器を作っているメーカーさんが集まっている協会があります。その協会の方の御協力を得てこういう介護設備があるのですよ、こういう使い方をするのですよというような実演、実習も併せて今年度はやらせていただきました。

来年度は先ほどもお話をさせていただきました連絡会の設立に向け、準備を進めるにあたりそういう機器を取り扱っている業界等も入っていただいて、先ほど委員から御指摘いただいたようなことについても併せて指導していこうということで考えているところでございます。

脇坂部会長：よろしいですか。

長江委員：大丈夫です。

脇坂部会長：じゃあ、他の委員の方、どうぞ。

傳田委員：2 週間ぐらい前だったかもしれませんが、労働局の高齢者雇用の促進の会議がありまして、一億総活躍なので女性も若年も、そして高齢者もということで 65 歳までとは言わず 70 歳まで働けることの推進を一生懸命やろうという会議なわけです。

そこでも申し上げたのですが、やっぱり個性に応じてというか年齢を重ねると、さっき私もバランスを崩したのですけれど、こんなことがしょっちゅう起きるのですね。

それというのは自分も危ないけれど人も危なくする、あのバスの事故なんかはまさにそうかもしれませんが、やっぱり高齢化を迎えるにあたっての安全というものの基準ということを会社、それぞれの使用者が意識をどうするかというのがやっぱり必要だと感じます。

そういう文章がちりばめられていますが、実際先ほど転倒防止の観点という中、一つやっぱり高齢化への対策そういう項目を立てて僕は啓発、周知していくというのは大事なことでないかというふうに思っています。

こういう方は活躍するなどとは言っていなくて、大いに活躍していただければいいのですが、それぞれのステージに応じた、それからやはり負担にならないよう、負担にならないって、これもちっと語弊がある言い方かもしれませんが、過度の負担にならないような作業形態を考えるという、これは今の時代は必要なことだと思いますので、是非そういうことについて啓発していただきたいと思います。

建設、運輸部門というか、それも人手不足の中で「けんせつ小町」「トラジョ」、女性活躍は今盛んなのですが、これもまたさっきの腰痛ではないですが、さまざまな男性基準、目線というのと、やっぱり女性の健康体を保つための基準というのは少し違うような気がします。そういう活躍をしていただくそれぞれに応じた基準みたいなものをつくっていただくというか、検討していただくような仕組みをもう少し普及させていただきたいなと、思っておりますので、是非よろしくお願いします。

脇坂部会長：今の点ですけれど、転倒とかいろいろなものについて、年齢別とか性別のデータというのはあるのですか。年齢別にこうなっていると、それはあるはずですね。

安全課長：あります。

脇坂部会長：それは、集計はされているのですか。

安全課長：今傳田委員がおっしゃられた高齢化の問題というのは我々も意識してございまして、もともと東京労働局のホームページにも高齢化時代の安全衛生ガイドラインというものを載せていまして、高齢化社会においてこういったことを注意しましょうというような中身となっています。

それもデータはちょっと古いものですから、今改訂作業を進めているところでございまして、そういったものを周知、アピールして皆さん方の職場で使えるものにしていければというふうに今進めているところです。

脇坂部会長：だから何か高齢化という線でまとめるなら、年齢別のデータを出したほうが良いのではないですか。

安全課長：年を取ると身体能力が落ちるというものから始まって、労働災害が高齢者の方は増えているというような数字を入れています。

脇坂部会長：そうですか。よく病気なんかでありますよね。何歳以上だとどうというかたちのやつを作ればよいのではないですか。

安全課長：ちょっと出し方はいろいろと工夫させていただきまして、周知させていただきたいと思います。

脇坂部会長：まあ、工夫しなきゃいけないけれど。性別はどうですか。

安全課長：性別を詳しく見たことはないのですが、見ていきたいと思います。

傳田委員：これからいろいろと女性に活躍してもらうためにいろんな工夫をされて、建設現場の隣にお風呂を造ったり、着替え室を造ったり、そういうことを一生懸命やっている会社もある。これから増えるのに当たってという視点なので、今までの数字を見たからといって何も意味はないとも思います。

脇坂部会長：これから増える。そういうことですか。分かりました。

他の委員の方はございませんか。

米田委員：よろしいですか。

脇坂部会長：どうぞ。

米田委員：交通運輸関係で冒頭部長からの御挨拶もありましたけれども、交通事故の発生の中身に脳疾患、心臓疾患の関係が昨今ちょっと多いということで、これはバスの関係もそうなのです。公共輸送機関として人の命を預かりながら業務に携わっているということで、簡易脳ドックとか心臓疾患の簡単なものというのがあるというふうに聞いています。それを女性も含めてですけれども、御指導の中で簡易脳ドックとか疾患に対する対応を公共輸送機関、建設業、当然どの業種もそうだと思うのですけれども、少しそういったものをできる限り入れていただきたいというのがあります。

先ほどハイタクの関係もあったわけですが、高齢化で平均の年齢が 54 歳ということでございますので、結構そういった面からいくと病気関係も含めた検査なり調査が必要かなというふうに思っています。

これは準大手のバス会社が 100 名ぐらいドライバーを年齢別に採ったわけですが、100 名のうち 2 人がやはりそれは出てきたということなので、平均するとそのぐらいいらっしゃるのかなという。それは御本人が分からないという状況になりますので、そういったことをそれぞれ運輸局もそうなのですけれども、一緒になって御指導いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

脇坂部会長：今のことにして事務局で何か、どうですか？

健康課長：お話をいただいたことは十分理解させていただけるところでございますが、まだ簡易脳ドックとかそういうものについての義務化というのは当分難しいだろうというふうに思います。

ただ、今現在やるべきことについてやっていただいていないところもまだ相当数あるので、まずそれはきちんと行っていただかなければならないだろうということで、先ほど来説明させていただいたところです。

ですから、今委員からいただいたお話については、今後検討させていただこうかというふうに思っております。

脇坂部会長：今おっしゃった義務化が難しいというのは、コストが掛かるということですか。あるいは効果が必ずしも明確じゃない。それが本当に、どちらの面で義務化が難しいのですか。

大体義務化が難しいのはコストが掛かるか、やはりそれ自体があんまり本当に効果が上がるかどうか。どちらの面なのか、また、その辺は検討しておいてください。

労働基準部長：そうですね。費用と効果の問題があると思います。

ただ、健康課長が申し上げましたように、労働安全衛生法上の健康診断を行うということとは大手、準大手の会社はもう確実になさっていると思いますが、私どもも規模 50 人以上

の事業場であれば必ず健康診断の結果報告を頂くようになっているのですけれど、それもまだ 100% じゃないという状況でございます。

それから、事後措置がきちっとできているかというのも御指導させていただいているところでございますので、まずはそこからしっかりと行っていくのかなというふうに感じているところでございます。

ご指摘につきましては、またいろいろと本省にも伝えてまいりたいと思っております。

脇坂部会長：じゃあ、他の委員の方。

野川委員：いいですか。

脇坂部会長：はい。野川委員。

野川委員：過重労働とメンタルヘルスについて御質問しますが、2 つとも関連する他の行政部局との協力をどのように効果的に行っておられるかということです。

過重労働に関しましては、御案内のとおり長時間労働はそれ自体で大きな問題ですので、これは安全衛生の観点からだけではなく、たとえ健康であっても長時間労働は御案内のとおり基本的には労働基準法上犯罪でございますので、1 日 8 時間を超える、週 40 時間を超える労働、これはあってはならない。

だから、これを拝見しますと例えば医師の面接指導であるとか休憩時間を取るとか、つまり長時間労働はあったとして、それでもなんとか健康でいられるにはというような、そういう対応に見えるのですが、そもそもそれはあってはいけないのです。ましてそれが安全衛生に関係するとすれば、もちろんその観点からも抑止をしなければいけないということです。

それを、労働時間を規律する観点から関連部局とどのように安全衛生の観点とをリンクさせているのかということです。

実はメンタルヘルスは、いじめ、ハラスメントとの関係がものすごく多いわけです。現在、訴訟も大体このメンタルヘルスで鬱病になったりというようなことで、法廷に出るのは、ほとんどがいじめかハラスメントです。

その観点を、例えば労働局に相談が来てあっせんとか調停にいくような部局と恐らくこれは関連するであろうと思います。そういう意味でこの点も他の局との協力はどのようになされているのか、ちょっとお伺いできればと思います。

脇坂部会長：部長が答えられますか？

労働基準部長：本日は災害防止部会ということで、安全衛生の切り口だけで資料を作らせていただいております。けれども、1 点目の長時間労働につきましては先般も発表させていただきましたけれども、労働時間で過重労働が疑われる事業場に対する臨検監督は行っているのです。今日は監督課長もおりますけれど、この部局で行っているところでして、法違反も東京管内は 8 割を超えるという状況でした。

ですから、当然そういった労働基準法の遵守ということの指導、監督も行いつつ、合法的に長時間労働を行った場合であっても、労働基準法上の合法的なものとしても、安全衛

生上の措置をきちっと行っているかということで、今日は御説明させていただいているところです。当然、安全衛生部門と監督部門は連携しながら進めているところでございます。

それから、メンタルに関しましてはいじめやハラスメントの関係、大変相談が多いということも承知しているところです。この部局は総務部企画室であり、個別紛争として取り扱われるところですが、監督署に、当然たくさんの相談がきています。

労働局全体としては啓発とか研修会、先月の研修会も盛況だったと聞いていますけれど、各使用者の皆様方に労災に出てきますので、そういうことがないように御注意申し上げるというようなことで、担当部局とも連携を図っているところでございます。

本当におっしゃるとおり相談は多いので、そこはしっかりと労働局は総合力をもって対応させていただいているところでございます。

脇坂部会長：よろしいですか。井澤委員。どうぞ。

井澤委員：取り分け建設業で災害が重点的に発生しているということで、重点対策をされておりますけれど、分析されているとおり転落・墜落が一番多いということと、転落・墜落は私たちもなくせる災害じゃないかということで、うちにも一生懸命教育活動をしているのですが、なかなか足場の労働安全衛生規則が改正されて足場の作業に従事する人については特別教育が義務化されているといっても、なかなか受講者が増えていないんじゃないかというのが現場を見ていての実感なのです。

ですから、どれくらい作業者が受講されているのかどうかというデータをきちっと持った上で指導しているのかどうかというところが、少し疑問に思っています。実効性のある指導ができているのかどうかということをお聞きしたい。

もう一つは、同じくアスベストの関係でも石綿の特別教育というのを受講して、建設業者はアスベストの危険性をしっかり認識しなければなりません。それぞれ現場の従事者がアスベストの危険性を認識しなければ、解体工事においてもずさんな工事に走りやすいということがあります。

実際に、解体工事については局の方でしっかりと無届けの解体がないようにすることになっておりますけれど、これもやっぱり現場の実態で見ると地方自治体との連携といっても、地方自治体としっかり連携して現場を訪問されているようにもあまり見えません。それから、無届けでの解体工事というのがいまだにあるというのが率直なところです。

実際に、無届けでの解体工事というのは施主さんがしっかりとアスベストは危険なのだということで近隣に暴露をさせないように対策をとった上での工事代金を支払わないからということになります。ですから、そういった意味ではしっかりと実効性が担保されているさまざまな施策が講じられないと、全然現場では改善がされていないというのがあります。

国交省が言うだけでも、概ね 1,000 平米以上の建物は 280 万トン残っているということです。ですから、これをこれから 30 年の間に解体するということになれば大変な問題だというふうに私たちは思っています。ですから、自分たちの中でもしっかりと教育活動は続けて広

げていますけれど、やっぱり行政の方でもしっかりと実効性がある形で御指導をお願いしたいというふうに思っていますので、その辺のデータをお持ちなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

脇坂部会長：事務局のほうで回答をお願いします。

安全課長：まず建設業の特別教育の関係でございます。特別教育はご存じのとおり事業者を実施する義務がございますので、各事業者がどれくらい行ったかという数字はこちらでは把握できません。

ただ、実際に現場に行って指導をする際に、例えば、足場を組み立てた人が特別教育を受けているかどうか確認をして、法令違反がないということを確認するわけです。そのような指導を通じて、しっかり特別教育という法令の履行確保、それはこれからも努めていきたいというふうに思っているところです。

健康課長：石綿の関係の特別教育、これは安全課長の説明と同じでございます。実施義務者は事業主ということですので、その数値自体は把握はできない状況です。

ただ、先程來說明させていただいているように、私どもが作ったリーフレットをいろんな機会に配布する等により、その辺のところの法令の遵守ということで指導をさせていただいているところでございます。

また、これは足りないということであればその教育等、周知活動を徹底させていただこうというふうに思うところはございます。

脇坂部会長：よろしいですか。だいぶ時間も過ぎましたので、今日はいろいろな意見が出て私自身非常に勉強になりました。事務局の方から何か、最後にございますか。

労働基準部長：本日は大変貴重な御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

労働災害は長期的には減少しつつあるわけですが、目標達成としては大変厳しい状況であると縷々御説明させていただいたところでございます。

2020 年に向けて経済活動を考えると更に厳しさは増すという状況ですので、本日頂戴させていただきました御意見を含めまして、労使の皆様方々と、今後も力を併せて各種取組を進めてまいりたいと思っております。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

脇坂部会長：それでは、これで今日の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。